

特定非営利活動法人 難民を助ける会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 難民を助ける会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

2 この法人は、その他の事務所を佐賀県佐賀市に置く。

(目的)

第3条 この法人は特定の政治、信条、宗教、思想に偏することなく、世界各地の難民等の自活・自立のために必要な援助・支援その他の国際協力活動を行い、こうした活動の実施を通じ、人類の共存・共栄の理念を普及し、わが国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動をおこなう。

(1)人権の擁護及び平和の推進を図る活動

(2)国際協力の活動

(3)災害救援活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1)人権の擁護及び平和の推進を図るための情報収集ならびに啓発活動

(2)難民等の問題や国際協力活動に関する情報・資料の収集、調査研究

(3)難民等への緊急援助・支援活動ならびに国際協力活動

(4)難民等の就職、就学の世話活動ならびに支援活動

(5)難民等救援活動や国際協力活動に携わるボランティアの育成、派遣

(6)難民等の問題、救援活動、国際協力活動等に関する出版物の発行及び講習会、報告会の開催

(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、第3条の目的を達成するため、次のその他の事業を行う。その他の事業は、第1項の事業に支障が無い限りにおいて行い、その収益は第1項の事業に充てる。

(1) イベントの開催

(2) 物品の販売

(3) 法人の目的を達するための受託事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。会の運営に参画する権利及び総会における議決権を有する。
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。会の運営に参画する権利は無く、且つ総会における議決権も有しない。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書（入会の意思表示が確認できるものであれば、様式は問わない）により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会届（退会の意思表示が確認できるものであれば、様式は問わない）を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員等を置く。

- (1) 理事 9名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長、1人を専務理事、9名以内を常任理事とする。

また、1人を会長、1人を副会長として、前記の役員と独立して、あるいは兼任して、置くことができる。

3 この法人に役員の外に顧問を置くことができる。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は理事の互選とする。

3 専務理事は、常任理事の中から理事長が任命する。

4 顧問は理事長がこれを委嘱する。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1をこえて含まれることになってはならない。

6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員、及び顧問を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長はこの法人を統括し、この法人に関わる全てことに関し助言、示唆を与える権限を有する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。特別の緊急事態にあつては理事長が全責任を負ってこの法人の方針を決定し、執行することができる。

4 副理事長は理事長を補佐する。

5 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって理事がその職務を代行する。

6 専務理事は、事務局を管理し、理事長に不断に業務を報告し、その指示に従ってこの法人の業務を執行する。

7 常任理事は、常任理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

8 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

9 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

10 顧問は理事長を補佐し、理事長の諮問にこたえる。

(任期)

第16条 役員任期は、2年、または選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会が終結する時までのうち短い方とする。ただし再任を妨げない。

2 後任の役員が選任されていない場合、任期の末日後最初の通常総会が終結するまでその任期

を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 理事が次の各号の一に該当する場合には、その任期中であっても、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により理事を解任しようとする場合は、議決の前に当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

3 監事が次の各号の一に該当する場合には、その任期中であっても、総会の議決により、これを解任することが出来る。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があったとき。

4 前項の規定により監事を解任しようとする場合は、議決の前に当該監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会・理事会及び常任理事会の 3 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任及び監事の解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第 57 条において同じ)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上からの会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 8 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会による議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び正会員の出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名し

なければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

(常任理事会の構成)

第38条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の権能)

第39条 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1)急を要する場合における業務の執行に関する事項
- (2)総会、理事会に付議すべき事項
- (3)総会、理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (4)その他総会、理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(常任理事会の開催)

第40条 常任理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から常任理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)常任理事総数の3分の1以上からの常任理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(常任理事会の招集)

第41条 常任理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の場合にはその日から10日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(常任理事会の議長)

第42条 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(常任理事会の議決)

第43条 常任理事会における議決事項は、第41条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めてこれを議決事項の対象とすることができる。

- 2 常任理事会の議事は、常任理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会の表決権等)

第44条 各常任理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために常任理事会に出席できない常任理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した常任理事は、前条及び次条第1項の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。
- 4 常任理事会の議決について、特別の利害関係を有する常任理事は、その議事の議決に加わ

ることができない。

(常任理事会の議事録)

第 45 条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 常任理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 46 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区 分)

第 47 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産と、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管 理)

第 48 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 49 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 50 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業の会計と、その他の事業の会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 52 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 53 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、

理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 54 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 55 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 56 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようというときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 57 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 58 条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 59 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、「社会福祉法人さぼうとにじゅういち」に譲渡するものとする。

(合 併)

第 60 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

- 2 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第62条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第63条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第64条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 事務局の運営面における組織編成、その他これに必要な事項は理事長が定める。
- 3 事務局はこの法人の事業目的に賛同するボランティアの活動育成に努める。

第10章 雑則

(細則)

第65条 この定款について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年度最初の総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第52条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 年会費 5,000円 〈一口〉

7 この法人の設立当初の会員は、任意団体難民を助ける会の会員とする。任意団体難民を助ける会の会員で、平成 12 年度の年会費を納入している会員は、無料とする。

8 この法人の年会費は平成 17 年 4 月 1 日より下記のとおりとする。

- (1) 正会員年会費 7, 000 円
- (2) 協力会員年会費 5, 000 円
- (3) 入会金 両会員共 0 円